

## ◆ あなたの声をお聞かせください ◆

# 西予市の今後のまちづくりに関するアンケート

## 調査のお願い

日頃より、市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、これまで「西予市都市計画マスタープラン（道路や公園などの整備の方針や土地利用の基本方針等を示した都市づくりの指針となるもの）」を、平成19年3月に策定し、これに基づいてまちづくりを進めてきました。

一方、人口減少社会に対応するまちづくりを進めるため、国は、新たに「立地適正化計画」及び「地域公共交通網形成計画」制度を創設しました。その中で、今後のまちづくりを進めるにあたっては、医療・福祉・商業などの施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする市民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる都市の構造『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えが重要であることが示されました。

そこで、本市では「西予市都市計画マスタープラン」を見直すとともに、本市の地域特性に応じたコンパクトなまちづくりに取り組むための「立地適正化計画」及び、「地域公共交通網形成計画」の検討を進めております。こうした中、市民のみなさまの考え方を計画に反映させていくために、本アンケート調査を実施することとしました。

本調査の対象者は、住民基本台帳から地区別・年齢別に配慮したうえで、無作為に20歳以上の約3,000人の方を抽出させていただいております。なお、幅広い年齢の方からの意見を把握するため、同一世帯に複数のアンケート調査票が配布される場合があります。その際には、恐れ入りますがそれぞれ御回答くださるようお願い申し上げます。

調査結果は統計的にのみ処理し、個人が特定されることはありません。また、本計画策定に関すること以外には使用しません。調査結果は西予市ホームページにて、みなさまに公表させていただきます。

お手数ですが本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成28年10月1日 西予市長 管家 一夫

## ご記入にあたってのお願い

1. 質問には、できるだけ封筒の宛名の御本人がお答えください。記入にあたっては、御家族の方などが代筆していただいても構いません。
2. ご回答は、調査票に直接ご記入ください。回答を選択する設問は、あてはまる番号を○で囲んでください。なお、○で囲む数については、設問ごとに「1つ」や「すべて」といった指定がありますので、設問ごとの指示に従ってご回答ください。
3. ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、平成28年10月16日(日)までに、ご投函ください（切手を貼る必要、お名前等の記入の必要はありません）。
4. ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 西予市役所 まちづくり推進課(担当:後畠) TEL (0894) 62-6403

【調査委託機関】 株式会社エイト日本技術開発(担当:田辺・高木) TEL (089) 971-6511

## ■都市計画マスタープランとは？

市民の皆様や事業者の皆様が快適で便利に暮らしていくためには、道路・公園・下水道といった身近な公共施設や社会基盤、工業・商業・住居等の土地の使い方、建物の建て方の基本的なルールなどが都市全体で定まっていることが大切です。それらをもとに、公共施設や社会基盤の整備など、まちを新しく整備することや古くなったものを計画的に改善していくことが大切です。

このように、より良いまちをつかっていくための方向性を総合的に定めたものが「都市計画マスタープラン」です。

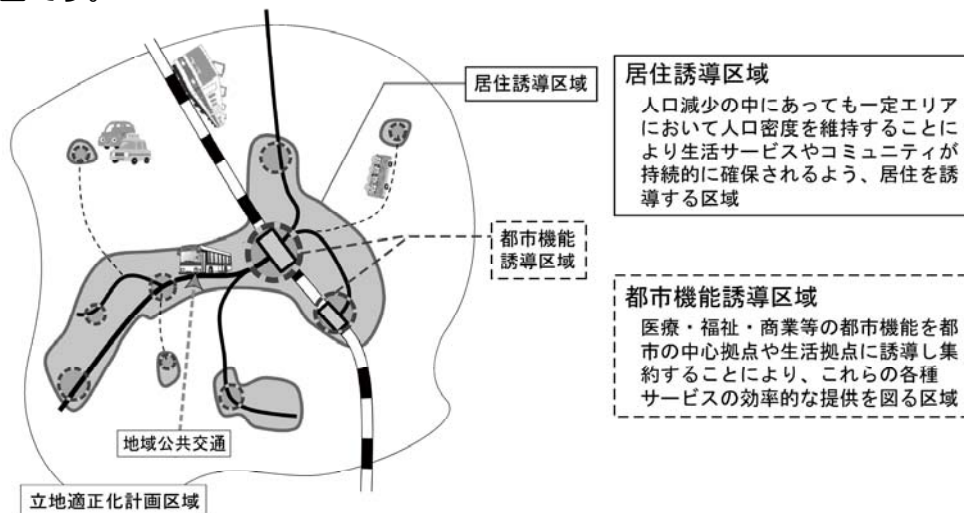
## ■コンパクトシティ・プラス・ネットワークとは？

コンパクトシティ・プラス・ネットワークとは、医療・福祉施設、商業施設や住居等がコンパクトにまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通ネットワークによりこれらの施設等にアクセスできる都市の構造のことです。

人口の急激な減少と高齢化が進む中、高齢者や子育て世代にとって安心できる、健康で快適な生活環境を実現し、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とするためのまちづくりの方法のひとつです。

## ■立地適正化計画とは？

平成 26 年 8 月に改正された都市再生特別措置法に新たに位置づけられた「立地適正化計画」は、まちの再生に向けて「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造を実現するため、生活に必要な施設（住居や医療・福祉・商業など）を誘導する場所やその誘導方法、公共交通の充実方策などを位置付けたもので、都市計画マスタープランの高度化版となる計画です。



目指すまちのイメージ（国土交通省「立地適正化計画パンフレット」を編集）

## ■地域公共交通網形成計画とは？

平成 26 年 11 月に改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により、「地域公共交通網形成計画」が策定できるようになりました。

「地域公共交通網形成計画」は、「地域にとって望ましい公共交通のすがた」をあきらかにする「マスタープラン（ビジョン+事業体系を記載するもの）」としての役割を果たすものです。国が定める基本方針に基づき、西予市が協議会を開催しつつ、交通事業者等との協議の上で策定します。